

令和7年度第1回青森市入札監視委員会 会議概要

○開催日時

令和7年5月20日（火） 15時30分～16時30分

○開催場所

青森市役所 急病センター棟2階 入札室

○出席委員

委員長 藤 沼 司
委員長職務代理者 礪 裕一郎
委員 蝦 名 和 美
委員 百 濟 飛 希

○事務局

宮 城 武（総務部契約課長）
福 原 崇（浪岡振興部総務課長）
小 原 一 剛（総務部契約課主幹）
鎌 田 圭 佑（浪岡振興部総務課主幹）

ほか総務部契約課・都市整備部道路建設課・福祉部福祉政策課・都市整備部建築営繕課
・都市整備部公園河川課

○議事

1 開会

2 会議

(1) 報告事項

①建設工事の入札及び契約手続の運用状況等について

事務局から配付資料に基づき報告を行った。

〈主な質疑応答・意見は次のとおり〉

委員（質疑）	事務局（回答）
○質疑なし	—

②指名停止措置等の運用状況について

事務局から配付資料に基づき報告を行った。

〈主な質疑応答・意見は次のとおり〉

委員（質疑）	事務局（回答）
○質疑なし	—

(2) 審議事項

①抽出事案（その1）について

『浪岡橋橋梁補修（6-2）工事』（一般競争入札・総合評価落札方式）

当該事案について、事務局から配付資料に基づき説明を行い、委員による審議の結果、入札参加資格、入札経過等について、特に問題となるような点は見受けられなかった。

〈主な質疑応答・意見は次のとおり〉

委員（質疑）	事務局（回答）
<p>○低入札価格調査の該当案件と思われるが、落札者決定までこういったプロセスになっているのか。</p> <p>※案件抽出時における質問</p>	<p>○当該事案は総合評価落札方式による入札であり、各入札参加業者の評価値を確認する必要があるため、開札日においては落札者の決定を保留する旨通知した。</p> <p>各業者の評価値を確認し、入札価格が予定価格の制限の範囲内であり、かつ、価格以外の評価点と価格評価点の合計の評価値が最も高い業者を落札候補者とし、当該業者に対し、資格審査に必要な書類の提出を依頼した。</p> <p>落札候補者から提出された書類をもとに入札参加資格の審査を行い、要件を満たしていることを確認したことから、担当課において低入札価格調査を実施した。</p> <p>低入札価格調査においては、落札候補者の不渡りや賃金不払い、労働災害についての報告書と経営規模等評価結果通知書等の内容から経営状況や信用状況を確認した。併せて工事費内訳書及び内訳金額の根拠となる見積書等を提出してもらい、積算項目毎に設計金額と比較し、落札候補者の工事費内訳書と大きな乖離があった場合には、その理由を確認したほか、入札動機や入札金額でも施工可能であるとした根拠等についてヒアリングを行い、落札者とするのが適当であると判断したことから、同者を落札者と決定し、契約を締結したところである。</p>

○予定価格と入札金額に乖離が見受けられるが、予定価格の設定は妥当であったのか。	○当該事案は土木一式工事であり、設計額を比較的推測しやすい業種であったことから、数値的判断基準に近い金額での入札があった。また、総合評価落札方式では低入札価格調査制度を適用しているため、最低制限価格制度を適用する通常の価格競争よりも落札率が低くなる傾向があることから、結果として予定価格との乖離が見受けられる結果となったものであり、予定価格（積算価格）自体は適当であったと考えている。
○入札結果を見ると価格評価点が空欄となっている業者があるが、これはなぜか。	○入札金額が予定価格と同額であり、価格評価点が0点であったものである。
○価格評価点の計算方法はどのようなものか。	○予定価格と同額であれば0点となり、入札金額が低くなるほど価格評価点は高くなるが、数値的判断基準という、いわゆる失格基準もあるため、基準以下の入札金額は無効となる。

②抽出事案（その2）について

『青森市総合福祉センター空調設備改修工事』（一般競争入札・総合評価落札方式）

当該事案について、事務局から配付資料に基づき説明を行い、委員による審議の結果、入札参加資格、入札経過等について、特に問題となるような点は見受けられなかった。

〈主な質疑応答・意見は次のとおり〉

委員（質疑）	事務局（回答）
○入札参加業者数が一者だった理由は何 なぜか。 ※案件抽出時における質問	○当該事案は特殊な技術を要するものではなかったが、発注時期が10月であったこと、請負金額が4,000万円を超える専任の監理技術者を配置する必要がある工事であったこと、また、電気工事は官公庁だけではなく民間からの需要も高い業種であることから、推測ではあるが本工事の入札時においては、他の工事を手掛け技術者を配置できないといった理由から、参加できる業者が少なかったのではないかとと思われる。
○発注時期を10月ではなくもう少し早く発注するスケジュールはできなかったのか。	○当該事案では令和6年4月に設計業務の委託を行い、設計の完成をもって工事を発注したことから、このスケジュールとなったもの。
○この工事は急遽やることになったのか。	○前年度中に発注することが決まっており、急遽決まったわけではない。

③抽出事案（その3）について

『浪館地区排水路工事』（指名競争入札）

当該事案について、事務局から配付資料に基づき説明を行い、委員による審議の結果、入札参加資格、入札経過等について、特に問題となるような点は見受けられなかった。

〈主な質疑応答・意見は次のとおり〉

委員（質疑）	事務局（回答）
<p>○当該事案の落札業者は別の工事でも落札率が高いが、同者が参加した他の入札における落札率はどうなっているのか。</p> <p>※案件抽出時における質問</p>	<p>○当該事案は、指名業者 12 者中 10 者が辞退し、2 者が入札に参加したが、1 者が無効、残る 1 者が予定価格と同額で入札し落札したものである。</p> <p>例年、土木工事は 7 月～9 月に発注が多く、工期も 11 月～12 月末頃としている工事が多いことから、10 月～12 月の土木工事の入札は、新たに技術者の配置ができない等の理由により辞退が多く、入札参加者が少ない傾向にあるほか、同じ土木工事であっても、道路の側溝工事と比べ、本案件と同じ排水路工事や護岸工事などは入札を辞退する業者が多い傾向にある。</p> <p>また、予定価格と同額若しくは同額付近で入札する業者は他の案件でも見受けられ、結果的に予定価格と同額で落札となったものである。</p> <p>同者が入札に参加した土木一式工事は令和 6 年度下半期で本案件以外に 8 件あり、11 月、12 月の 2 件の入札は落札率が高く、新年度からの工事として 3 月に実施した 6 件の入札では落札率は低くなっていた。</p>

④抽出事案（その4）について

『合浦公園管理施設修繕（その2）工事』（随意契約（一者））

当該事案について、事務局から配付資料に基づき説明を行い、委員による審議の結果、随意契約の経過等について、特に問題となるような点は見受けられなかった。

〈主な質疑応答・意見は次のとおり〉

委員（質疑）	事務局（回答）
○随意契約を選択した理由はなぜか。 ※案件抽出時における質問	○当該事案は耐震性貯水槽の緊急時解放 の安定動作・機能維持のため点検整備を 実施するものだが、点検・整備に当たっ ては製造した業者固有の特殊な技術が必 要不可欠であり、また、厚生労働省が定 める「水道施設の点検を含む維持・修繕 の実施に関するガイドライン」におい ても、耐震性貯水槽の付属設備である 緊急時解放の点検整備は製造業者が実 施するよう示されていることから、随 意契約の方法により契約を締結したも のである。

（3）その他

①委員の任期及び次回会議の開催日程等について

（事務局から）

現委員の任期が令和7年7月13日までとなっており、新たな委員については、各団体に委員の推薦を依頼したいと考えている。

次回の会議については11月ころを予定しているが、新たな委員が決まり次第、日程を調整し開催したいと考えている。事案の抽出については磯委員の順番となるので、青森県弁護士会から推薦があった方をお願いしたいと考えている。

4 閉会